

- 1 新たに設ける省令
- ② 分野, 技能水準に関する省令

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に
規定する産業上の分野等を定める省令案【仮称】概要

法務省入国管理局

第1 趣旨

出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項(以下「特定技能の項」という。)の下欄に規定する産業上の分野等を定めるもの。

第2 省令案の概要

1 産業上の分野について

特定技能の項の下欄第1号に規定する法務省令で定める産業上の分野は、次に掲げる分野とする。

- (1) 介護業
- (2) ビルクリーニング業
- (3) 素形材産業
- (4) 産業機械製造業
- (5) 電気・電子情報関連産業
- (6) 建設業
- (7) 造船・舶用工業
- (8) 自動車整備業
- (9) 航空業
- (10) 宿泊業
- (11) 農業
- (12) 漁業
- (13) 飲食料品製造業
- (14) 外食業

2 技能について

特定技能の項の下欄第1号に規定する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能及び同項の下欄第2号に規定する法務省令で定める熟練した技能は、それぞれ当該分野に係る分野別運用方針で定める水準を満たす技能とする。

3 その他所要の規定の整備

第3 施行期日

平成31年4月1日